

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）原地区）を行うことについて平成26年5月14日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成26年5月29日から同年6月18日まで縦覧に供する。

平成26年5月23日

香川県知事 浜 田 恵 造